



□ 今月号の目次と要旨

1. **【解説】廃棄物処理法の改正～論点整理(案)の議論開始～**: 前回行われた論点整理に関する議論を開始。検討すべき6件が開示された。排出事業者責任に関しては、処理費の清算方法の適正化やWDSを踏まえた委託基準の見直し、処理業者の視点からはマテリアルフローに係る情報提供の充実等が挙げられている。気になったポイントを交えて解説する。
2. **トレーサビリティの確保～電子マニフェストの義務化を考える～**: 法改正議論が始まるといつも議題に上る「電子マニフェスト」。不適正処理の防止や虚偽報告をなくすための手段として、環境省は推進するが、トレーサビリティを確保したシステム構築にはコストがかかる。また、第三者認証も必要であろう。例えば、宅配業者が持つシステムが参考にならないか、考えてみた。
3. **【Q&A】処理委託先が不適正処理を行ってしまった時の行政処分**: 処理業者が、勝手に不適正処理した時の排出事業者に対する行政処分は？ また、排出事業者の注意義務とは？
4. **韓国、廃鉛バッテリー業者11社を摘発**: 日経産業新聞によると韓国当局は、有害物質の不法投棄の疑いで業者を摘発。今後、高値買取に慣れてしまった国内市場の動向が心配。

1. 【解説】廃棄物処理法の改正

～論点整理(案)の議論開始～

小西 道子

9月1日、第5回「廃棄物処理制度専門委員会」が開催された。前回示された論点整理(案)に加筆修正がされたものが提示された。また、「廃棄物処理制度における論点の検討 その1」と題して、検討すべき論点が6件が整理された。

今回の整理(案)で注目すべきポイントは、以下のようなものが挙げられる。

- 「健全な資源循環の推進」について、前回は『一定の効果があったといえる』と言い切っていたが、今回『更なる取組を検討すべき』とした。
- 「産業廃棄物の処理状況の透明性の向上」について、処理に係る情報提供の内容として、**具体的に「マテリアルフロー」に係る情報提供の充実化**が加筆された。
- **排出事業者責任**に関しては、処理委託費用の適正化について触れているが、その中で「**処理費の清算方法の適正化**」の対応検討について加筆された。これまで、処理費に係るお金のやり取りまで言及されたことはなかった。今後、処理費の清算方法についても指針が提示される可能性もあり、今後の議論に注目する必要があるようだ。
- 有害物質の管理のあり方について、前回までは、廃棄物データシート(WDS)そのものの委託基準化を提案していたが、今回は、**廃棄物情報の提供に関するガイドライン(WDSガイドライン)において具体的に示されている事項を踏まえた委託基準の見直しの検討を提案**

することに修正された。

- その他、市町村において処理困難な廃棄物に関して、既存制度を活用、周知し、製造事業者等と連携・協力することが加筆された。具体的には、既存制度名は触れていないが、**広域認定制度等の活用を通じて、処理困難廃棄物の処理対応を推進していく意向**が示された。

ここで、「論点の検討 その1」に関して、今後、果たして「その2」があるのかは不明だが、「その1」に関しての論点整理でを読んだ限りにおいて、環境省では、既に調査事業等を通じて対応を具体的に開始している内容が整理されているとの印象を受けた。論点整理(案)で述べられた「**許可申請等の負担軽減や合理化、自ら処理を行う親子会社間における排出事業者責任の共有等**」の課題として長年列挙されていた要望は、**今回もスルー**された。

次に、「その1」で気になった点を述べる。

- ◆ 「産業廃棄物の処理状況の透明性の向上」について、『特に中間処理業者が再生を行う場合、都道府県等の立入検査に加えて、再生することにより得た物のフローを含めて排出事業者が再生利用が行われている状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要である。』としており、**再生利用についてもマテリアルフローの把握がより求められそうであるが、再生して有価物となった売却先は市況によって変化するので、正確に把握するためには、処理業者、排出事業者とも一定の負荷が掛かるという課題もありそうだ。**
- ◆ マニフェストの活用に関して、**電子マニフェストの一部義務化も検討すべき**としている。電子マニフェストを活用することで虚偽記載

防止対策とする意向だが、**電子であっても虚偽を防止することには限界があるという疑問**も残る。実際に、電子マニフェストで虚偽記載が行われ行政処分が発出された事例もある。電子マニフェストを使って虚偽記載防止を図ることを考えるだけでなく、他の手段系と合わせた対策が望まれる。

- ◆ 排出事業者責任に関して、『排出事業者責任に基づく排出事業者の誠意ある行動により、廃棄物の適正処理を確保するための対策を講じるべきではないか。』との記述があった。「誠意ある行動」というメンタルのスタンスを表現する記述で、少々抽象的過ぎる表現ではとの疑問を感じたところがあった。
- ◆ 最後に、前回の改正で規定された処理困難通知について、許可を既に取り消された処理業者にも、排出事業者に対し処理困難通知を義務づけるべきとの指摘があった。

今般示された整理案を見ると、論点が絞られつつあることが伺える。既に何度か述べているが、**これまでの改正検討議論を見る限り、大きな法律改正はないように思える。しかしながら、廃棄物管理の運用上で影響を与えそうな「考え方」や「指針」が示される可能性も高い。**今後も論点整理議論について、お伝えして行きたい。

(HP参照)

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y0310-05b.html>

2. トレーサビリティの確保

～電子マニフェストの義務化を考える～

小西 道子

前述した廃棄物処理法の改正議論では、電子マニフェストの一部義務化が検討されていることを述べた。これは、虚偽記載防止の一つの対策として挙げられているが、果たして虚偽記載に電子マニフェスト活用の効果があるのか考えてみた。

現在使用されている電子マニフェストは、終了報告は紙から電子に移行しただけであり、処分終了していないのに、処分終了として画面をクリックすることは容易である。現に電子マニフェストで以下のような虚偽の報告の行政処分が出ている。

【自治体：京都市】【事業停止 20 日】
【平成 27 年 7 月 23 日】

産業廃棄物処理業者は、平成 26 年 7 月以降に行われた少なくとも 4 件の建設工事において発生した混合廃棄物の中間処理を受託したが、中間処理後の産業廃棄物を最終処分業者に処理を委託せずに事業場内で保管していたにもかかわらず、管理票交付者に対し最終処分が終了した旨を電子情報処理組織を使用して報告していた。

では、どうしたら虚偽防止が可能になるのか？

一つの手段として、**第三者が処分等の終了報告に対して係わること（第三者認証）が必要になると考える。**既に実施されている機密文書の処理のサービスが、その例のように思えて来る。この処理は、宅配業者が専用段ボール箱に入った機密文書を排出事業者より回収、溶融処理業者まで運搬し、溶融完了をEメールでお知らせ、溶融完了証明書を発行、WEBでも当該証明書を閲覧できるといったものだ。

当事者のみでは処分等終了の確認に対して虚偽や改ざんといった事象が起こるリスクが高くなりそうだが、第三者がお客様からの依頼（お金を受け取って）でサービスとして行うということになれば、虚偽記載のリスクもある程度低くなるのではないかと考える。

虚偽記載防止対策として、電子マニフェストのシステムの改善を挙げているが、虚偽防止のためのシステム開発にはかなりのコストがかかると予想される。そのコストを排出事業者、産廃業者や関係団体がどこまで捻出できるか、大きな課題である。

一方、**宅配業者では、トレーサビリティに関して、逐次追跡可能なシステムが既に構築されている。**この既存システムを参考にして産廃の収集運搬、特に再生・リサイクルで、まず適用することも考えられるのではないだろうか。

そもそも、虚偽記載を行う者は、少ないはずだ。そういった者のために、トレーサビリティの強化を図り、何事も厳格に管理していくことが良いことなのか、疑問に感ずることもある。本来、電子マニフェストの義務化は、性悪説ではなく性善説で臨みたいが、どこまで厳格に管理するのか悩ましいところではないだろうか。

3. 【Q&A】 排出事業者責任に関する質問

～処理委託先が不適正処理した場合～

【質問】

弊社は、多数の廃棄物処理委託を持っています。この処理委託先のある処理業者が、弊社の意思とは関係なく 不適正処理を行ってしまった時、弊社は排出事業者責任を問われるのでしょうか？また、問われる場合、どのような処分を受けますか？

【回答】

1. 排出事業者に対して発出される行政処分

廃棄物処理法は、2つの許可（「業許可」と「施設設置許可」）を基本に成り立ち、この許可要件を損なう違反行為が発生した場合、許可を与えた自治体（現在 115 自治体、都道府県、政令市、中核市）から不利益処分（行政処分）が発出されます。

この行政処分は、許可を有する事業者と排出事業者に対して表に示す種類の処分が出る可能性があり、排出事業者に対しては、措置命令と改善命令が該当します。

表 行政処分の種類

業許可を取得した処理業者	許可取消し	事業停止	措置命令	改善命令
施設設置許可を取得した処理施設	許可取消し	施設停止	措置命令	改善命令
排出事業者	-	-	措置命令	改善命令

表に示す「措置命令」は、廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずる恐れがあると認められる時に、首長が期限を決めて、その処分を行った者に対して支障除去や被害の発生防止措置を取るよう命じることです。（廃棄物処理法第 19 条の 5）

さらに上記の措置命令の対象者（処理業者）に資力等がない時、不適正処理を知りつつ（注意すれば知ることが出来た場合も含む）処理を委託した場合、一般的な処理価格より安い料金で処理を委託した場合等、排出事業者として当然行うべき注意を怠った状態（一般的に注意義務）では、委託契約書や管理票の取扱いが適正な排出事業者であっても措置命令の対象となると定めています。（廃棄物処理法第 19 条の 6）

注意義務を果たすための手段として、具体的などのような内容が該当するのか、詳細に知りたい方は、環境省通知「行政処分の指針について」（平成 25 年 3 月 29 日、p29-p32）を参照下さい。

一方、「改善命令」は、産業廃棄物の処理基準

又は産業廃棄物の保管基準に適合しない保管、収集・運搬や処分が行われた時に首長が期限を定めて、産業廃棄物の保管、収集・運搬又は処分の方法など必要な措置を行うよう命ずることを言います。（廃棄物処理法第 19 条の 3）

2. 行政処分が行われる対象

排出事業者に対して、措置命令や改善命令が発出される場合は、次の対象に問題が生じたケースが該当します。

処理委託に際して委託基準違反が起きた場合、管理票の交付義務違反、記載不備があった場合、廃棄物の保管基準違反の場合等が、主な対象になります。特に、排出事業者の委託基準は、詳細に法定記載事項が定められていますので、その内容については、排出事業者は十分に理解しておく必要があります。

また、環境省報道発表資料に、「排出事業者責任の概要」と「措置命令・改善命令」の対象が分かり易く説明されていますので参照下さい。

www.env.go.jp/council/former2013/03haiki/y034-04/mat_02.pdf

4. 韓国、廃鉛バッテリー業者 11 社を摘発

～有害物質の不法投棄～

9 月 13 日、日経産業新聞は韓国当局が、韓国の廃鉛バッテリーリサイクル業者 11 社を硫酸等の有害廃棄物を不法投棄したとして摘発した記事を掲載した。日本国内の使用済み鉛バッテリーの輸出量は、07 年の 3 万 t/y から 12 年以降は 10 万 t/y に増加して、その大半が韓国に輸出されている。国内最大手の東邦亜鉛や三井金属、大阪鉛錫精錬所は収益が悪化しており、「なぜ、韓国企業は高値で購入できるのか？」と首を傾げていた。

今回の事態を受けて、環境省は、不正が強く疑われる業者への輸出凍結等の対策に着手する意向。ただ、高価買取が当たり前になった国内市場がどうなるのか、その動向に懸念が広がる。

（以上）

㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131
横浜市西区みなとみらい 2-2-1 横浜ランドマークタワー 31 階
Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586
E-mail: info@jaaoc.co.jp